

『フライハイ』紙の主張の変遷 (一八七九—八二)

— 社会民主主義からアナーキズムへ —

田 中 ひ か る

はじめに

一八七八年十月の「社会主義者鎮圧法」(以下「鎮圧法」と略す)施行後に、ドイツ社会主義労働者党(以下「党」と略す)内の一部の勢力が、独自の立場から国内の党「指導者」たちに対して批判を開始する。この新勢力の運動の中心となったのはヨハン・モスト(一八四六一—一九〇六)と『フライハイ』紙であった。従来この運動については、当初は社会民主主義であったがやがてアナーキズムになった、という事実が指摘されてきたにすぎず、この一見相容れない立場の間を運動がいかに変遷したのか、という問題はほとんど考察されていない。したがって、アナーキズムの形成過程についての詳細な

検討は行なわれておらず、また、それが成立したことはもっぱらモスト個人の思想変遷から説明されてきた。⁽¹⁾しかしながら、『フライハイ』紙上でなされたすべての主張をモストのものとする従来の見方には明らかに無理がある。なぜなら、同紙は少なからぬ支持を得ていたのであるから、紙上の主張には、モストと支持者双方の見解が反映されたはずだからである。しかも、両者は互いに影響を与えあったであろう。また、独創的思想家というより優れた宣^{プロパガンダ}伝家であった、というモストについての評価は、これまでほぼ確立している。⁽²⁾さらには、編集者としての立場上、支持者の同意を考えて自らの見解をそのまま表明することはできず「不自由」であったという指摘さえもある。⁽³⁾これらのことを考慮にいれるならば、

個人史的観点からだけの叙述には限界があり、運動史的観点が必要なことは明かである。

したがって、本稿で筆者は運動史的観点から『フライハイト』の主張を考察し、その変遷過程や思想の個別的で具体的な像を描き出し、また変遷の背景と要因を提示することを試みる。

一 『フライハイト』紙の創刊

鎮圧法施行後の七八年十二月、監獄から釈放されたモストはすぐにベルリンを追放され、同月下旬ロンドンに到着した。さらに彼は共産主義労働者教育協会(以下「協会」と略す)と協力して『フライハイト』紙を創刊し、その編集を引き受ける。協会はすでにモストの到着以前から、新聞を創刊せよという多数の要請をドイツ国内から受けており、彼にアメリカ移住を思いとどまらせ編集を依頼したという。つまり、当時活動が活発になっていた協会と、それまで党の指導的役割を担ってきたモストとの出会いが、創刊計画を実現に向かわせたのである。⁽⁴⁾

創刊計画が具体化したことの遠因としては、以下の事

実が重要である。(一)当時、事実上の党執行部である「中央選挙委員会」は、鎮圧法可決以前に自らが下した決定に従って消滅していた。(二)国内のリーダーたちは、法施行によってほとんどの党機関紙が廃刊に追い込まれ、ベルリンに「戒厳令」が施行されることになるとは、予想だにしていなかった。(三)それゆえ彼らは、鎮圧法下での具体的な活動方針をまったく考えていなかった。⁽⁵⁾このような状況のもとで、一部の党員にとって党の再建に有効な手段とみなされたのが国外機関紙であり、『フライハイト』紙に先立って、ブリュッセルでC・ヒルシュ(一八四一—一九〇〇)によって『ラテルネ Die Laterne』紙が創刊されていた。のちに『フライハイト』に對してだけ、指導部の許可なく創刊されたのであり、党議員団から事前に承諾を得るべきであった、とする非難が向けられるが、議員団にそのような権限が与えられるのはあとのことであり、事前に承認を得ねばならないなどは当時は誰も考えなかったはずである。創刊過程からすれば、党の消滅が生んだ組織活動の空白が『フライハイト』を創刊させたと考えた方が妥当であろう。

事実、創刊号(七九年一月四日)は当初の同紙の立場

を次のように説明している。創刊理由——国内での活動が不可能となった状況を国外の社会民主主義者が打開するため。編集方針——予約購読者や発行部数の増加を目指す。指し、紙面を政府批判のために公開し、「国家と社会における出来事をラディカルな立場から明らかにし、多くの論説の中で共和主義的、社会主義的原理について言及する」。(7)つまり『フライハイ』は、協会の利害だけでなくドイツの社会主義全体の利害を代弁していた、ということであろう。また創刊当時の同紙上では、党の原則に忠実であろうという意図がはっきりと示されており、ゴータ綱領の全文や、合法的・平和的な変革路線を主張するモストの書いたパンフレットからの抜粋が巻頭に掲載されていた。(8)

もっとも同時に、当時から以下のように主張されていたのも事実である。——他国の侵略による「破局」に向けて、「熱心な学習」によって「準備」すべきである。支配階級が理性的であれば革命を回避することも可能であるが、彼らが無策であれば革命は必然である、など。(9)「ラディカルな変更」は「改良」と「漸進的妥協」によってのみ可能であるという見解を当時から表明していた

C・ヘーヒベルク(一八五三—一八五)は、『フライハイ』が黨員を「革命化」してしまふと批判していたが、おそらくこのような主張が問題だったのである。しかしながら、モストの主張や、さらには『フライハイ』紙に批判的だったE・ベルンシュタイン(一八五〇—一九三二)の指摘によれば、創刊当初の論調は特に目新しいものではなく、その基調は、ゴータ合同以前の社会民主労働者党の機関紙である『フォルクスシュタート Der Volksstaat』紙の論調を反映していたにすぎないという。以下ではその過程を検討していくことにする。

二 革命到来の主張と「指導者」批判の開始

『フライハイ』の論調に明確な変化が起きるのは、七九年の三月革命記念号からである。同号では、労働者への弾圧は彼らを「革命化し」ドイツで革命が起こる条件を創り出したと述べられ、革命の時代の到来が告げられている。(10)後述するように、この主張が、今後ドイツ国内では社会状況が悪化するという認識から導き出されたことは明らかである。また同様の見解が、『フライハイ

ト』には批判的だった『ラテルネ』紙やエンゲルス、さらには他の黨員によっても主張されていたことは、この認識が広く普及していた可能性を示唆している。⁽¹³⁾

しかしその一方で、このような主張とは正反対の見解が党内にあったことも事実であり、例えばW・リープクネヒト(一八二六—一九〇〇)は、三月に国会の場で次のように主張した。まず彼は、鎮圧法施行以前の党の主張が「法に対する抵抗を示唆するもの」であったという批判に反論した。鎮圧法が可決されればそれを遵守することを、党は前から明らかにしていた。なぜなら、党は「言葉のもっとも厳密な意味において改良政党であり、およそ馬鹿げた暴力革命を起こそうと考えている政党ではない」からである、と。さらにリープクネヒトは、「戒厳令」の施行を正当化する政府の「報告書」が社会主義者を一面的に記述していることに反駁して、党の活動は「既存の国家と社会秩序の転覆」を目的とするものではない、国外の新聞と党は関係ない等の主張をした。⁽¹⁴⁾

この発言の約六週間後、国内の党活動への批判が協会の総意として『フライハイト』の巻頭に掲載される。それは要約すると以下のようなものであった。——党は本

来「革命的」な存在である。もっともこれまで、世論の支持を得るために党の活動は改良的であった。しかし、改良の道が閉ざされた今、「敵が唯一の救済の手段として革命を強要する日に向けて、人民に準備させるのは党にとって正当であるばかりか義務である」。このような認識に基づいて行動することが、現在の党にとって唯一の任務であり、必要で可能なのは「慎重な戦術」ではなく「法に対する抜け目のない戦術」である。公の場で、党の原則にそった意見を表明するのは不可能であり、議会においてさえ今後弾圧が行なわれる可能性がある。残された手段は国外出版物による「秘密の宣伝」である。国内の支援でこれを成功させれば、我々は党を維持し拡大することができ、そうすれば、鎮圧法の撤廃後に、公の場で再び活動することができる。また、かりに現在の状況が長引いても、「人民を眠り込ますことなく、必然的に訪れる報復の日に向けて準備することができる」。現代は「革命の時代」である。「世界恐慌」、「人民を物質的、精神的に破壊する極端にまで推し進められた軍国主義」といった「革命の条件」が今日至るところ存在する。「困窮は幾世紀間なされなかったことをたった一日

で実現する」。ブルジョワはドイツ人民からあらゆる自由を奪うことを容認した。巨大な軍隊はその維持と拡大のために保護関税の導入を必要としている。タバコ税は引き上げられ、食糧価格は高騰するだろう。これだけあれば、人民は我々の宣^{プロバガンダ}伝に十分に耳を貸すであろう。今こそ宣^{プロバガンダ}伝に最良の時期ではないか。

以上の見解に表明されているのは、議会活動に対してさらに弾圧の可能性があり、人民の窮乏化によってドイツで「革命」の発生が予想できるにもかかわらず党のリーダーたちが合法路線に固執し、おまけに「革命党」の「原理」に反する発言さえ行なった現状に対する『フライハイ』の憂慮の念である。またそれは、国内の党員に現状の打開を求め、さらに、鎮圧法に対して何ら有効な対策が講じられないことに対する国内外の党員の不満を代弁してもいたであろう。これに続いて五月初めに連載された同紙上の巻頭論説では、リーブクネヒト、A・ペーベル(一八四〇—一九一三)らの「戦術」がこれまで以上にあからさまに批判された。そこではまず、リーブクネヒトら自身も以前は暴力革命を支持していた事実が指摘され、それだけでなく、マルクス、F・ラザール

(一八二五—六四)といった党の「権威者」さえもかつては暴力革命を肯定する発言をしたことが引合いに出されて、党それ自体は「革命的」であると主張されている。このように『フライハイ』紙は、自らの展開する革命観が党の先人らにも共有されていたととらえている。

またこの革命観はおそらく、党員の間でも当然のもので考えられていたであろう。その内容は、ほぼ次のようであった。——大工業の発展は必然的にわずかな大資本家と大多数のプロレタリアートへの階級の二極分解をもたらす。その最終的帰結は「粗暴化した」プロレタリアートの「奴隷反乱のごとき」大暴動、すなわち「革命」である。これが未然に阻止されるのは、「支配階級」が「改良」により「社会問題」を解決したときだけである。もっとも、「革命」と「改良」のどちらによってであれ、社会主義の実現が「歴史必然的」であることにはかわりはない、と。

この革命観に基づいて、『フライハイ』紙上では次のような結論が導き出された。すなわち、鎮圧法の施行によって支配階級は自ら「上からの革命」の道を閉ざしてしまったのであるから、もはや「下からの革命」の到

来は不可避なのである、と。ただし、この革命観で見落としてはならないのは、ラサールに従って、「革命」は「作る」ことはできないと主張されていることである。それゆえ、同紙においては「革命」が「反乱 Putsch」ではないことが強調されていたのである。実際、そこで主張されている「革命」への「準備」とは、非合法の出出版物と非合法組織による宣伝活動の域を出るものではない。にもかかわらず、このような『フライハイ』の主張は、ドイツ国内のリープクネヒトからは、「遠く安全な場所から革命」について語ることは「当地ドイツで闘いを指導するより千倍も楽である」と皮肉を込めた非難を受けた。⁽¹⁸⁾

以上のように、『フライハイ』の論説はそれまでの社会民主主義の革命観などを引継ぐ形で、自ら党の正統路線と信じるものの堅持を主張していた。しかし、この時点ですでに、それはもはや国内の「指導者」の主張とはまったく異なっていた。そこで同紙は、国内の「指導者」たちに対抗して党の再編成を行なうことを唱え、その一方では、旧来とは異なる新たな革命構想を提示するようになる。以下でそれを見ていく。

三 「社会革命」路線の形成

『フライハイ』紙は七九年六月の論説で、新しい党を作り分裂を引き起こそうとしているという『ラテルネ』紙の批判に反論し、ドイツ国内に今存在しているものこそ「一部の」党員が「再組織」した「新しい党」にほかならないとして、これから自らを区別して「古い党」と名乗る。⁽¹⁹⁾ このような立場をとることはモストラにとって分裂ではなく、彼らが正統と考える「革命的」戦術のもつとで、「指導者」に対抗して党の主導権を握ることであったと思われる。『フライハイ』と「指導者」との立場の相違は、次に挙げるように、一つの事件をきっかけにしてさらに鮮明になっていく。

七月、プロイセン邦立炭坑で、賃金カットに反対する労働者の抗議行動を当局が弾圧するという事件が起こる。これに関し『フライハイ』紙は、次のような議論を展開した。——政府による労働条件の改善や、関税の導入から期待されている賃金の上昇などはありえないことが、これではっきりした。我々の宣伝^{プロパガンダ}を通して、「平和的、合法的な道」は幻想であり「革命による解放の道」だけ

が残されているということを、労働者に自覚させねばならない。そうすれば、彼らの間に我々の主張を広める「使徒」が現れ、革命を準備するために「社会革命思想」を伝道するだろう、と。これが発端となって、議会主義によらないという意味での「社会革命」が同紙上で頻繁に使われ始める。(20) これは、彼らにとって「革命」の意味が限定されてきていることを物語っている。

さらに十月に、同紙上で革命像は次のように描かれる。——合法的手段では困窮から抜け出せない人民に残されている解放の手段は「革命」だけである。「革命」は、「作り出す」ことはできないがひとりで起こるものでもない。だが「準備」なしには始まらない。だから我々は「革命的宣伝」を行なってきたのだ。しかし、宣伝によって「理性的多数派」が形成されるなどという「迷信」は信じない。自由のない社会では「人民の大多数はますます卑屈になっていく」からである。「歴史を作ってきたのは常に少数派」であり、現在もまた「支配する少数派に対抗しうる」革命的少数派を生み出すことが必要である。この少数派は、宣伝によって支持者を拡大し、権力の弱体化を即座に察知し行動を起こすのである、(21)

と。この議論が乗り越えようとしていたのは、合法的・平和的な宣伝によって「多数派」を形成することを通して政治的勝利を得ることができるとする七〇年代後半の党員の確信である。それによれば、「少数派」による暴力は「敵対する多数派」によってたやすく弾圧されてしまい無益である、とされていた。(22) ところが、今や鎮圧法下となったことで、自由な宣伝を通して「多数派」を形成するという戦術はもはや無効であると判断され、「使徒」のような人々による自覚を持つ「少数派」を形成する方が「革命」の時代には適している、と考え直されたのであろう。

このような革命論を展開しながら、他方で『フライハイ』紙は、事件の起きたのが公営の炭坑であったことを理由に社会主義者の「国営産業」論が皮肉られたことに反論し、また鉄道の有化計画を批判する中で次のように主張した。我々は「人民国家」の運営する「国営産業」を考えているのであり、既存の国家による産業の国営化をいっているのではない、と。党の方針はこれまで、既存の国家による鉄道の国有化計画に関しては何もなかったが、同紙はこれらの記事でそれと一線を画したのであ

る。⁽²³⁾ 結果的にこの事件は、体制内変革は不可能とするに十分な論拠を『フライハイト』に与える形になった。

このような議論を展開していく一方で、九月に同紙は、「政治的・経済的な危機」と「党の危機」という二つの「危機」に直面しているという認識に立って「党として一貫した態度」をとり、「日和見政策」を非難していくことを表明する。⁽²⁴⁾ 実際、この年の暮れからドイツでは社会状況の悪化(凶作)、「飢餓チフス」などが伝えられるようになり、政治・経済的「危機」を裏づけていた。また「党の危機」は次のように説明された。「指導者」が採用した穏健「戦術」が党内に浸透することで生み出されるのは、原理を持たない「骨抜き」の党である。この墮落した党は今後選挙で新たな支持者を獲得していくだろうが、そのような支持者たちは以前の党の原則など知らない。それゆえ、原理も自覚もない「質より量」の集団がやがて成立するだろう。これを見て喜ぶのは他ならぬ政府なのだ。⁽²⁵⁾ と。

以上のような危機意識を背景に、同紙は八〇年初頭から、原理に関する立場の相違と党再編成の計画をはっきり表明するようになった。また協会側も、一月に新組織

の結成を実現し、この組織は『フライハイト』紙上で次のような声明を発表した。——「国家と社会が崩壊しつつあること」が明らかな今日、「社会共和国」の実現は「崩壊」を加速することで実現できるといふ認識に基づいて、新組織が創設され党綱領の変更を決定した。この組織は「共産主義者、共和主義者、無神論者、革命家」を同時に代表するものであり、『フライハイト』を唯一の機関紙とする。⁽²⁶⁾ と。二月には、「指導者」を党から追い出すこともほめかされ、また暗殺をも含めた「革命的行動」の支持や、「君主制」、「ビスマルク体制」、「教会」、「議会主義」への攻撃が表明され、「ブルジョワに對する階級戦争」が主張された。この主張により『フライハイト』紙は、「リープクネヒトとその一味」との相違を強調し、自らの立場をリープクネヒトら「社会改良党」とは異なる「革命的社会民主主義者」と規定している。⁽²⁷⁾

以上のような原理に関する立場の明確化は、さらに実践をより多く想定した次のような諸提案によって補充されていく。まず、議会参加は無益であるとする反議会主義が唱えられ、党の選挙活動の目的は宣^{プロパガンダ}伝であること、

が強調され、投票は不安定な支持であるにすぎず、「決然とした社会主義者」の獲得は宣伝プロパガンダによってのみ可能である、と主張された。そのような宣伝プロパガンダを行なうための組織は、次のように描かれた。組織には規約や会員リストなどはない。メンバーは、最近新組織が変更した綱領にそって活動すべきであり、彼らの任務は相互の学習と計画的宣伝プロパガンダである。宣伝プロパガンダは『フライハイ』紙、ピラなどの出版物によって、あるいは生活のあらゆる場で口頭で行なわれる、と。さらに同紙は、革命が起こったら軍規には背いて革命に加担すべきであると兵士に訴えることも、宣伝プロパガンダの重要な一環とみなしている。このような内容の、紙上に掲載された兵士への呼びかけは、国内でピラの形で発行、配布された。⁽²⁹⁾

組織に関する諸提案が、以上のように具体的になっていったのと同様に、革命論も具体化していった。まず七月の記事の内容は次のようであった。革命家がベルリンで蜂起すれば、ドイツの諸工業都市で連鎖的に蜂起が起こり、それら革命勢力と軍の衝突に至る。しかし、やがて軍側の兵士も「兄弟殺し」にいやけがさして、どこでも革命側が勝利を収める、と。⁽³⁰⁾十二月の記事ではさらに、

「社会革命家」が首都と大都市の蜂起に成功したのちに、「革命軍」の決定をうけて「執行部」の「テロリズム」が実行されると述べられ、八一年二月の記事では、革命成就のためにこれまで歴史上常に「陰謀家」がいたのであるという主張のもとに、少数者による「陰謀」（「多くの人々の暴力行動を呼び起こすための秘密協定」）が提案された。⁽³¹⁾

このように、以前から主張されてきた暴力革命論はより具体化されていくが、従来「アナーキズム的」と表現されてきた内容は、この暴力の強調とほとんど同義であった。しかしながら、実際には当時の「アナキスト」たちはこれとは異なる立場に立っていたのである。この点について、以下検討していく。

四 「社会革命家」と「アナキスト」

『フライハイ』紙は具体的な革命論を展開する中で、当時はきわめて限られた社会主義者にのみ使われていた「社会革命家」という言葉を用いるようになった。同紙も、当初はこの言葉をもっぱらブランキストを指すのに使っていたのだが、八〇年五月には、「社会民主主義者」

という「濫用」されている言葉にかえて、「社会主義の実現を熱心に希求する人々」全てを表す言葉として「社会革命家」の方が適していると主張し、語の解釈が広げられた。⁽³³⁾ また支持者の側では、「社会革命党」という言葉すら使われており、この語の意味に関しては一定の合意が形成され始めていたように思われる。⁽³⁴⁾

「社会革命家」が具体的にはいかなる社会主義者たちであったかは、九月にブリュッセルの「社会革命(家)会議」に集まったメンバーの顔ぶれでわかる。その内訳は、未来社会構想の違いを棚上げして「社会革命」で一致しようとする「ブランキ・エベール主義の特徴を持つ革命的分子」や、「アナーキスト」などであった。彼らの間における共闘の雰囲気は、まずこの会議が開催されたこと自体を通して、さらに翌年七月にロンドンで会議を開く旨の合意をみたこと、およびこのロンドンの会議⁽³⁵⁾に向けて準備をする過程などを通して醸成されていった。このブリュッセル会議以降、『フライハイト』紙上で「社会革命家」という用語は、「ブランキスト」らだけでなく「アナーキスト」をも意味するようになる。つまり、「社会革命」を主張する同紙は、「アナーキスト」とも連

帯関係に入ったことを事実上認めただけである。⁽³⁶⁾ 同時に同紙は、「アナーキスト」とは依然として一定の距離を置いてもいる。そのことは、九月に同紙がはじめた、「アナーキスト」であるA・ラインズドルフ(一八四四—一八五)の書いた論説を掲載した際に明らかにされた。すなわちモストは、この論説に添えた解説で掲載の意図を、従来紹介されてこなかった「社会革命家の理論」だから、と説明しているのである。このようにモストがわざわざことわったにもかかわらず、その翌週には、「我々はアナーキストになったのではない」という通信が寄せられた。このことは、「アナーキスト」とは一定の距離を置くべきであるという考えが支持者の側にも存在したことを示している。だが他方で「ブランキスト」⁽³⁷⁾に対しては、『フライハイト』は近い立場をとっていたと考えられる。なぜなら同紙は十二月に、ブランキらがこの年十一月に創刊しモストがその共同執筆者に名を連ねた新聞の題名である「神もなく主人もなく」をもって未来社会の理想だと表現しており、また先に述べたように、「執行部」による「テロリズム」の革命構想を展開していたからである。⁽³⁸⁾

一方「アナキスト」たちの側からみても、『フライハイト』の「社会革命」論は決して同意できる内容のものではなかった。モストの協力者で、自身は第一インターナショナル以来の「アナキズム派」であるV・ダーヴ(一八四七—一九二二)は、モストの書いたパンフレットの内容を「ブランキズムに薄められたジャコバン主義」と表現し、そのような「社会主義の独裁的派閥」は自分に敵対する勢力であると述べている。彼は続けて、モストとの相違を以下のように説明している。——プロレタリアートは政治権力を握らねばならない、とモストは述べているが、これは自分の思想と正反対である。「アナキズム理論」は「労働者による政治」という見解には反対する。「労働者による政治は人民国家を作るにすぎない」が、「社会主義的人民国家は最も反動的な状況」である、と。このように、革命の目標を新たな権力の確立に置くことはダーヴにとって受け入れ難いものであった。また、最終的に実現されるべき未来社会像についても、『フライハイト』の見解は「アナキスト」とは大きく異なっていたと思われる。例えば当時、同紙上で描かれたある未来社会像は次のようであった。——

「政治権力」と「全資本」を獲得したのちに「共産主義」が成立する。この社会では、「全生産グループ」の代表が構成する「最高会議」によって政治的・経済的問題が調整される、と。しかし、このような「最高会議」を持つ社会は、ラインスドルフの描く、「自治体」や「組合」が「下から上へ、周辺から中心へ」「諸グループの自由連合」を組織するという未来社会像とは相容れないものであった⁽³⁹⁾だろう。

このように、モストの逮捕・投獄事件(八一年三月)以前に、『フライハイト』紙が「社会革命家」という用語で展開した立場はブランキズムの特徴を帯びたものであって、「アナキスト」たちとはかなり異なっていた。しかし同紙は、モストの投獄以後は徐々にアナキズムに接近していく。この事実とモストの不在という事態との関係について、ここで多少検討しておきたい。

投獄中(八二年十月出獄)のモストが、編集者として、『フライハイト』紙のアナキズムへの接近を促すことは不可能であったはずである。かりに、モストが主張しているように、獄中で書かれた彼の記事がひそかに持ち出され掲載されることがあったとしても、その関与には

大きな制約があったに違いない。また次節で述べるように、同紙がアナキズムへ転換する決定的なきっかけをなした事件をモストは知りえなかった。したがって、前述した問題について筆者は次のように考えている。まず『フライハイト』のアナキズムへの接近に関しては、投獄中のモストはきわめて小さな影響力しか持ちえなかった。ただし個人としては、すでに投獄以前から、モストが徐々にアナキズムを受容していた可能性は残されている。同様に、書かれたものはなかったとはいえ、モストが投獄以前に口頭でアナキズムに近い未来社会像を披露し、そのため同紙の共同編集者たちがアナキズムに近づいた可能性も残されている⁽⁴⁾。

ところで筆者は、『フライハイト』紙がアナキズムに接近した理由の一つとして、同紙を支持するグループと当時の「指導者」の間に争いが激化していた事実を重視したい。なぜなら、この争いを通じて、それまで革命のあり方だけに向けられていた同紙の「社会革命」論に、現実の党组织をめぐる議論がつけ加わったからである。また同紙は、理想社会の方から現実の組織を批判するアナキズムに似た議論を、この後展開するようになった

からである。次節でも述べるように、アナキズムへの転換はこの議論なしにはあり得なかった。そこで、以下ではもう一度時期をさかのぼり、この点について検討したい。

八〇年五月、党議員であるW・ハセルマン(一八四四—一九一六)は国会で、「議會での無駄話の時代は終わり、行動の時代が始まった」という考えは人民の意識に深く浸透している」と発言する。後日、この発言がもとで党議員団が彼を議員団から除名にしたことが判明し、この処分に対して『フライハイト』紙上に抗議声明が次々と掲載された。抗議の論点の一つは、発言の内容を支持する立場からのものであったが、時をおかずに、除名処分それ自体が実はこの発言より以前に決まっていたことが判明したために、議員団の横暴を非難するというもう一つの論点もつけ加わった。その際、非難の矛先は主に「指導者」の「独裁的」決定と「権威者の体制」に向けられた⁽⁴⁾。党の「権威者」体制が非難される原因となったのはこの事件だけではない。同月に「指導者」派とモストはスイスでの会合で顔をあわせたが、このときなされた議論もまた『フライハイト』側に非難の論拠を与える

結果となった。モストはスイスからの通信文の中で、この時の彼への批判が「原理」上のものでなく、「党そのものである権威者」に対してモストが誹謗を加えた点を論拠としていた、会合は「異端者裁判」にほかならなかったと非難した。⁽⁴²⁾

以上の問題を受けて、ラインスドルフは、このような事態に至った原因は労働者が「集権的組織」によって「偶像」を創り出したことにあるのだから、党員は各自もっと「自決権」を守らなければならないと主張した。⁽⁴³⁾

またモストの除名や議員団を指導部とするなどの決議を下した八月の党大会に関しては、「指導者」たちは大会で「独裁制」を手にいれたのだ、と批判され、今や「労働者」は彼らに「盲従」してはならない、と主張された。⁽⁴⁴⁾ラインスドルフは、別の記事でさらに次のようにも主張している。現在の「指導者」は、「未来国家」においてもなお、指導するものとされるものが存在し、労働者は「指導者」に追従しなければならぬと想定している。しかし、現在すでに「指導者」に従わないで活動している諸グループが存在する。彼らが自立性を保ちながら相互に関係を持つことで、いずれ「革命的アナーキズム組

織」を形成するだろう。このような組織を担う人々によって実現される社会は、「指導者」が存在する「人民国家」ではなく、「自由な社会」である、と。⁽⁴⁵⁾

このようなラインスドルフの組織論は、現実の組織を未来社会に投影し、あるいは理想社会の方から現実を批判するという特徴を持っている。しかし同時期の『フライハイト』紙で主張されていた組織論はこれと異なり、おり、「社会革命」を準備する組織にだけ関心があるか、せいぜい現行の党組織原理を批判するものでしかなかった。⁽⁴⁶⁾とはいえ、そのような現行の党組織原理への批判は、こののち同紙上で展開される組織論の端緒となっていた。以下でその議論も含め、『フライハイト』のアナーキズムへの転換の過程を考察する。

五 「社会革命家」から「アナーキスト」へ

『フライハイト』紙上でラインスドルフと同様の見方が最も明確に示されたのは、八一年十一月の論説である。そこでは「党の規律という名の」「盲従」が強要される組織原理が批判され、それが適用されるであろう「人民国家」が拒否された。そして、「コミュニオン」単位の政

治機構が提唱されている。しかしまたこの記事は、同時に、「支配」や「政府」のない「自由な社会」は、すでに『共産党宣言』に暗示されている、としている⁽⁴⁷⁾。したがって、この記事の提唱した組織論と未来社会構想は、アナーキズムからの直接の導入ではなく、党の組織原理に対する批判の延長として登場した可能性の方が高い。

当時同紙上では、「アナーキスト」は依然「社会革命家」としてのみ捉えられていたようであり、「真の自由と平等をを目指すものはすべてアナーキスト」と述べられるにとどまっている(十二月)。他の記事においても、「国家の廃止」を主張する「アナーキスト」に対し共感が示されてはいるものの、『フライハイ特』が彼らとはまだ一定の距離をとっていることがわかる⁽⁴⁸⁾。

これ以降、『フライハイ特』紙上での組織論と未来社会論は、主に国家と「集権主義」批判という形で以下のように展開される。——我々は「人民国家」を含めたあらゆる国家と闘う(八二年一月)。「人民国家」とは、「議会と官僚制」を持つ「人民に任命された集権主義的政府」が「法律と警察」によって統治する政治体制である(二月)。「自由な社会」は、「自立的コミュニン」の

「連合の網」によって成立するべきである(三月)。「集権主義」の結果、党は「国家の複製品」となり「役員階層制」に権力を付与してしまった(四月)。将来は国家も党の集権主義も一掃され、自立的組織からなる「自由な社会」が成立するであろう(五月)。

以上のような組織原理が形成される過程は、同紙に対する弾圧によって一時中断されるが、その後スイスに発源地を移して公式に「アナーキスト」を自認するようになることで一つの画期を迎えた⁽⁴⁹⁾。

それを画したのは十月の論説であり、そこでは次のように述べられている。——「ドイツの社会主義的労働者」は「社会民主主義者」と「アナーキスト」の二派に分けられる。前者が「人民国家」の導入を求めているのに対し、後者は「権威を根絶」し、「国境、政府、警察、軍隊を持たず、法と政府のない社会」を組織しようとする。したがって、「労働者ではない」「指導者」たちによってこれまで語られてきた理想である「人民国家」ではなく、「アナーキー」こそが我々の希望を実現する。ペーベルの主張する「人民国家」が、「土地と生産手段」の国有であり、その結果生じるものが「役人の支配、あ

らゆる国家による国境の設定、警察による秩序の維持、法律、議会、不平等、統治するものとされるもの」を意味するのは明白である。これに対し「アナキズム社会」では、人民が「土地、機械、生産用具、工場、鉱山、住居その他」を手にいれ、「各労働部門がそれぞれ組織され」、「異なった部門どうしが結びついて」生産が行なわれる。そこでは「すべての人間は自由」で「誰も命令する必要がなく、全ての労働は自由意志で行なわれる」。さらに、「誰もが好きなように生き、愛し、働き、旅をし、他人と関係を結んだり一人になったりする」。すなわち「完全なアナキ」の支配する社会なのである。⁽⁵⁰⁾と。

この論説ではまだ、「アナキスト」が同紙の立場であるとは明言されていない。しかし次の一連の経過を通して、同紙は原理的にも組織的にも「アナキスト」としての立場を明確にする。すなわち、翌週同紙上に、「選挙好きの改良主義者」と「数名のアナキスト」が新たな団体を結成したというブリュッセルからの通信が掲載されたが、このような無原則な合同に反発して、そのさらに次の週に同紙上では、次の声明が発表されたの

である。——「社会革命家」であるかどうかは重要ではない。思考は「革命的」でも「権威的立場」をとるか、あるいはただ名目上「社会民主主義派」に属している者を我々は退ける。「ドイツの労働者」は「権威派」の「社会民主主義者」か「反権威派」の「アナキスト」かのどちらかの立場を選ばねばならず、両者の合同などありえない。「フライハイ」紙はこれまでも「反権威派」の機関紙だったのである、と。このように、この時点で、少数派として党内にとどまることも拒否したことによって、『フライハイ』紙を中心とした運動のアナキズムへの移行は新たな段階を迎えたと考えてよいだろう。このあと、この新たな段階の舞台はニューヨークに移り、モスト自身も同地に移住して編集を再開するが、アメリカでのモストと『フライハイ』の動向についての考察はまた別の機会に譲りたい。

おわりに

以上述べてきたように、『フライハイ』紙の主張の変遷をモストの思想変遷だけで説明することは決してできない。さらに次の二点も強調しておきたい。(一)従来

「アナキズム的」とされることの多かった『フライハイト』の「社会革命」路線は、社会民主主義やブランキズムの暴力革命論を基礎にしていた。(二)これに対し、当時の「アナキスト」にとって彼らの理論の本質は「社会革命」ではなく、革命後の未来社会像であった。それゆえ「アナキスト」は社会民主主義者、ブランキストと自らを区別したのである。

しかしながら、『フライハイト』紙の主張は三種類の思想の間を交遷しながらも、それぞれを完全に拒否することはせず、交遷の過程では、社会民主主義の歴史観、革命観にブランキズム的「社会革命」戦術が取り入れられ、しかもアナキズム的組織論、未来社会観が組み合わされていった。それらの諸要素をいわば折衷させる形で、モストらは彼らのアナキズムを作り上げたと考えられる。それはおそらく、彼らが体系的に思想を受容しようとは考えず、自ら対峙した問題ごとに、それぞれの思想から問題の解決に役立つ要素を選び出し採用していったからであろう。このように、従来互いに相容れないとみなされてきた諸思想が、受け取り手によって様々な解釈され混合される可能性を『フライハイト』の交遷は

示している。それゆえ、これら諸思想がいかに解釈されたかの説明は歴史的文脈にそってなされなければならぬといえよう。とりわけ、知識人ではなく労働者出身のモストのような人物が中心となった運動については、特に注意深い分析が行なわれるべきであろう。

(1) 本稿ではアナキズムを「連合主義」的組織論に貫かれた社会変革思想としよう意味を用いる。Freiheit (以下Fr): (Subtitle) Socialdemokratisches Organ, 4. 1. 1879-21. 8. 1880 London; [no subtitle] 28. 8. 1880-3. 6. 1882 London; 8. 7. -18. 11. 1882 London/Exeter. は法政大学大原社会問題研究所「ヘルツバッハ文庫」所蔵のもの。社会民主党史上での『フライハイト』紙とモストについては記述に関してはcf. Marx, K./Engels, F., Werke (以下MEW), Bd. 34, pp. XVff.; Fricke, D., Die deutsche Arbeiterbewegung 1869 bis 1917, Berlin 1976 (以下Fricke), pp. 389ff.; Mehring, F., Die Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, Gesamte Schriften, Bd. 2, Berlin 1960 (以下Mehring), pp. 518ff.; Lidtke, V., The Outlawed Party, Princeton 1966 (以下Lidtke), pp. 110-28. マナーキムム史上での同紙とモストについての記述に関してはcf. Netlau, M., Die Geschichte der Anarchie, Bd. 3, Berlin 1931, rpt. Vaduz 1984 (以下Netlau), chap. VIII, XV; Linse, U., Organisierter Anarchismus im Deutschen

Kaisereich von 1871. Berlin 1969 [ラインゼ], pp. 43-7, 128-134.

- (2) 本邦に關して cf. *Mehring*, pp. 530ff. 中々ニ論理に關して cf. Zenker, E. V., *Anarchism*, N. Y./London 1897, p. 233; Ellzbacher, P., *Der Anarchismus*, Berlin 1900, p. 271; Rucker, R., *Johann Most*, Berlin 1924 (Nachtrag 1925), rpt. Glashütten im Taunus 1973 (ラインゼ), p. 231; Drahn, E., *Johann Most*, Berlin 1925, p. 12; Kühn, D., *Johann Most*, München 1974, p. 148; Trautmann, F., *The voice of terror*, Westport 1980, p. xxii.

(3) *Nettau*, p. 159.

- (4) 前任總理に關して cf. Most, J., "Taktik" contra "Freiheit", London 1880 [ラインゼ Takitk], pp. 1ff.; 'Sprechsaal ("a-" 新聞記事)', *Fr.* 4. 1. 1879; 'Geburstag der "Freiheit"', *Fr.* 11. 1. 1879; *Rocker*, pp. 64ff., 445ff.

- (5) 警察のメンスン報に對して具體的な攻撃を決定した党会合は十月に開かれたものではなからず。 Cf. Fricke, D., *Bismarcks Prätorianer*, Berlin 1962, pp. 329-32; Fricke, p. 141; *Lidke*, p. 78. 同様にレーニンや他の党員の証言によれば、鎮圧法可決以前に行なわれた唯一の党会合では党の解散以外の具体的な対策は決定されておらず、その時期は九月頃だったはずである。したがって十月の会合の存在は実証できない。 Cf. Bebel, A., *Aus meinem Leben*, 3. Teil, Berlin 1954, pp. 22-5; Auer, I., *Von Gotha bis Wyzden*, Berlin 1901, p. 15; 'Erstveröf-

fentlichung der handschriftlichen Protokollaufzeichnungen vom Parteikongress auf Schloß Wyzden 1880', in: *Die Kongresse der Sozialistischen Arbeiterpartei Deutschlands unter dem Sozialistengesetz*, Teil II, Leipzig 1980 [ラインゼ Prot. Wyzden], p. 16.

- (6) 前任の組織に關して cf. *Ibid.*, p. 22; *Mehring*, p. 519. 新聞面を詳細に述べたのはラインゼに關して cf. *Prot. Wyzden*, pp. 43-8. 『ホルネキ』に關して cf. *Die Laterne*, Brüssel 15. 12. 1878-26. 6. 1879 [ラインゼ Lat.] ; Herrmann, U., 'Die Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands und das Ausnahmegesetz und zum Anteil der Zeitung "Die Laterne"', *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, XV (1973), pp. 606-29.

(7) 'An die Leser', *Fr.* 4. 1. 1879.

- (8) Cf. 'Das Programm der deutschen Socialdemokratie', *Fr.* 11. 1. 1879; 'Die Grundgedanken des Socialismus', *Fr.* 18. 1. 1879; 'Unsere politische Forderungen', I, II, *Fr.* 8. 2., 15. 2. 1879; 'Soziale Reformen', I, II, III, *Fr.* 22. 2., 1. 3., 8. 3. 1879. 本邦をめぐって cf. Most, J., *Der Kleinbürger und die Socialdemokratie*, Augsburg 1876, pp. 43-65.

(9) Cf. 'Socialpolitische Rundschau' [ラインゼ SR], *Fr.* 11. 1. 1879; 'Revolutions-Angstschmel', *Fr.* 8. 2. 1879.

(10) *Taktik*, p. 3ff.

(11) "Ich war-ich bin-ich werde sein!", *Fr.* 15. 3. 1879.

- (㉑) Cf. 'Reform oder Revolution', *Lat*, 27. 4. 1879, pp. 533ff.; 'Zur Parteitaktik', *Lat*, 27. 4. 1879; *MEW*, Bd. 34, p. 382; 'Über Deutschlands Schande, aus dem Wuppenthal', *Fr*, 1. 3. 1879; *Prot. Wydern*, p. 36.
- (㉒) *Senographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstags*, 4. Legislaturperiode, II. Session, I. Bd., 21. Sitzung [㉑] *SB*, 4. II. Bd. I. 21. 6. 4. ㉑ [細整], 17. 3. 1879, pp. 441-53.
- (㉓) 'Denkschrift an die deutschen Socialisten', *Fr*, 26. 4. 1879.
- (㉔) Cf. 'Zur Frage der Taktik', *Lat*, 4. 5. 1879, pp. 580-91; 'Zur Frage der Parteitaktik', *Lat*, 11. 5. 1879, pp. 608-20; 'Correspondenzen [㉑] [Cor]', Leipzig, *Fr*, 7. 6. 1879; 'Aus der sächsischen Erzgebirge', *Fr*, 26. 7. 1879; *Taktik*, pp. 35ff.; *Prot. Wydern*, pp. 15, 19ff., 36.
- (㉕) 'Ist die Socialdemokratie eine Revolutionspartei?' [㉑] [Rev. part], I, II, III, *Fr*, 3. 5., 10. 5., 17. 5. 1879. ㉑ [㉑] ㉑ [㉑] ㉑ cf. *Manifest der Kommunistischen Partei*, *MEW*, Bd. 4, p. 493; Liebknecht, W., *Über die politische Stellung der Socialdemokratie*, 2. Aufl., Leipzig 1872, p. 9; Bebel, A., *Unsere Ziele*, 2. Aufl., Leipzig 1871, pp. 42 ff.; Bracke, W., *Der Lassalische Vorschlag*, Braunschweig 1873, pp. 44, 77; Lassalle, F., *Die indirekte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen, Gesamte Reden u. Schriften* [㉑] [LG], Bd. 2, Berlin 1919, p. 478; 'Reform oder Revolution', *Lat*, 27. 4. 1879, p. 535.
- (㉖) ㉑ [㉑] ㉑ cf. Most, J., *Die Pariser Commune vor den Berliner Gerichten*, Braunschweig 1875, pp. 15, 20. 「闘争の歴史」㉑ [㉑] ㉑ cf. 'Es hat immer Arme und Reiche gegeben!', *Fr*, 25. 1. 1879; Groh, D., *Negative Integration und revolutionärer Atomismus*, Frankfurt/Berlin 1973, p. 57. 「㉑ [㉑] ㉑」㉑ [㉑] ㉑ cf. 'Rev. part', I, *Fr*, 3. 5. 1879. Putsch ㉑ [㉑] ㉑ cf. 'Rev. part', III, *Fr*, 17. 5. 1879. ㉑ [㉑] ㉑ [㉑] ㉑ Lassalle, F., *Das Arbeiterprogramm*, *LG*, Bd. 2, p. 165.
- (㉗) Cf. 'Zur Parteitaktik', *Lat*, 1. 6. 1879, p. 708.
- (㉘) Cf. 'Schleunige Bestellungen'; 'Die "neue" und die "alte" Partei (Aus dem "Chicagoer Vorbote")', *Fr*, 28. 6. 1879; 'Zur Abwehr', *Lat*, 15. 6. 1879, p. 797-803.
- (㉙) ㉑ [㉑] ㉑ [㉑] ㉑ [㉑] ㉑ cf. 'Die preussischen "Ordnungs"-Herden an der Arbeit', *Fr*, 26. 7. 1879. 「㉑ [㉑] ㉑」㉑ [㉑] ㉑ [㉑] ㉑ cf. 'Zur Situation', *Fr*, 9. 8. 1879.
- (㉚) 'Die sociale Revolution', *Fr*, 4. 10. 1879.
- (㉛) Cf. Most, J., *Die Lösung der socialen Frage*, Berlin 1876, pp. 42ff.; Bernstein, E., *Die Geschichte der Berliner Arbeiter-Bewegung*, I. Teil, Berlin 1907, pp. 314ff.
- (㉜) Cf. 'Rz', Die Staatsindustrie im ober-schlesischen Steinkohlenrevier und die Lage der Arbeiter', *Fr*, 9. 8. 1879; 'Der Staatsbahnschwindel in Preussen', *Fr*, 22. 11. 1879; *Protokoll des Sozialisten-Congress zu Göttha*,

Berlin 1876, p. 89ff.

(24) 'Schliesst die Phalanx!', *Fr.*, 13. 9. 79.

(25) 社会状況の悪化に因りて之をcf. 'SR', *Fr.*, 25. 10. 1879; 'Hungertyphus!', *Fr.*, 15. 11. 1879; 'SR', *Fr.*, 29. 11. 1879. 「飢饉」批評に因りて之をcf. 'SR', *Fr.*, 29. 11. 1879.

(26) 'An die Parteigenossen aller Länder!', *Fr.*, 10. 1. 1880. 「共和主義者」なるの懸案をひけ加むべしは之を「共和主義者」無神論者、革命家」なるの懸案を同時に入つて之を之の如くの世明せ、一八七四年ロンドンに「金トロンキム」が発表した新聞文と類似点を其の。 Cf. 'Das Programm der französ. Socialrevolutionäre', *Fr.*, 13. 3. 1880; Bergmann, K. H., *Blaugui*, Frankfurt/N. Y. 1986 (以下 Bergmann), pp. 525ff.

(27) Cf. 'Gerade aus!', (sic), *Fr.*, 28. 2. 1880.

(28) Cf. 'Wählen oder nicht wählen?'; "'Wir sind durch die Wahlen gross geworden"; 'Was aber soll geschehen?'; *Fr.*, 17. 1. 1880; "'Geheimbündele!"; *Fr.*, 24. 1. 1880.

(29) Cf. 'An unsere Brüder in der Kaserne', *Fr.*, 3. 7. 1880; Kunzel, E., *Der erste Hochverratsprozess vor dem deutschen Reichstagsgericht*, Leipzig 1881 (以下 Kunzel), p. 7.

(30) Cf. 'Ein offenes Wort an das deutsche Proletariat', *Fr.*, 31. 7. 1880. 1) 6 語句をキヤノンと作らざる。 Cf. Bers, G., *Wilhelm Hasselmann 1844-1916*, Köln 1973.

p. 52. だが、キヤノンが書いた『フレイハイト』擁護のため
のキヤノンと云ふ田舎だ。 Cf. *Taktik*, pp. 78-80.

(31) Cf. 'Durch Terrorismus zur Freiheit', *Fr.*, 11. 12. 1880; 'Verschwörung-Putsch-Revolution', *Fr.*, 26. 2. 1881.

(32) 「トナーキヤ」なるを装束に因りて之を註(一)
に記した社会史批評家上の説を参照。

(33) Cf. 'Eine Warnung', *Fr.*, 8. 5. 1880; 'Das Programm der französ. Socialrevolutionäre', *Fr.*, 13. 3. 1880.

(34) Cf. 'Cor. Mannheim', *Fr.*, 12. 6. 1880; 'Was wollt Ihr denn?', *Fr.*, 26. 6. 1880.

(35) Cf. 'Ein socialrevolutionärer Welt-Congress in London'; C. Sch., *Der Socialrevolutionäre Congress in Brüssel*, *Fr.*, 2. 10. 1880; *Neillau*, pp. 178-186.

(36) Cf. 'Schliesst die Phalanx!', *Fr.*, 9. 10. 1880.

(37) Cf. 'A. B-n. [Reinsdorf]', 'Einiges über Anarchismus', *Fr.*, 25. 9. 1880; 'Briefkasten' [H., Brüssel], *Fr.*, 2. 10. 1880.

(38) 『聖父と子と聖霊と Ni Dieu ni Maître』並に因りて
之をcf. Bergmann, pp. 532-5, 605.

(39) キヤノンの終言に因りて之をcf. Kunzel, pp. 22ff. 「憲法
保護」に因りて之をcf. 'Organisation und Verwaltung
beim Communismus', *Fr.*, 28. 2. 1880. キヤノンの
構想に因りて之を註(35)参照。

(40) 政論に因りて之をcf. Most, J., *Acht Jahre hinter Schlag*

- und Riegel, N. Y. 1886, pp. 62-8. # クレのフナキスマ
 く の 賛成に關しては cf. *Nautila*, p. 156. # クレに於ける
 難題の解決に關しては cf. 'Vortrag von Brg. Most', *Fr*,
 16. 10., 23. 10., 30. 10., 6. 11., 13. 11., 1880.
- (14) # マンハンの衆議院に關しては cf. *SB*, 4. III. Bd. II. 45,
 4. 5. 1880, p. 1168. 衆議院に關しては cf. 'Ein Austritt aus
 der Partei', *Der Sozialdemokrat*, 16. 5. 1880. 決議に關して
 は cf. 'Cor, Berlin', *Fr*, 22. 5. 1880; 'Cor', *Fr*, 29. 5. 1880;
 'Ein Mahnruf an Deutschlands Sozialisten'; 'Erklä-
 rung'; 'Resolution', *Fr*, 5. 6. 1880; 'Cor, Leipzig', *ibid.*;
 'Cor, Münster', *Fr*, 12. 6. 1880.
- (42) 'Cor, J. M.', *Fr*, 29. 5. 1880. Cf. Bernstein, E., *So-
 zialdemokratische Lehrtahre*, Berlin 1928, pp. 102-8.
- (43) Cf. 'A. Reinsdorf, Zur Organisation', *Fr*, 10. 7. 1880.
- (44) Cf. 'A. [Reinsdorf], Ein Vorschlag in Güter', *Fr*, 18.
 9. 1880.
- (45) Cf. 'B-N. [A. Reinsdorf], Zur Organisationsfrage',
Fr, 9. 10. 1880.
- (46) Cf. 'Zwei Jahre in Acht und Bann', *Fr*, 23. 10. 1880.
- (47) 'Die Staatsgefahr', *Fr*, 12. 11. 1881.
- (48) 「マナーキスマ」に關しては cf. 'Nieder mit den Anar-
 chisten!', *Fr*, 17. 12. 1881. 「國家の廢止」に關しては cf.
 'Die Arbeiter-Organisation', *Fr*, 24. 12. 1881.
- (49) Cf. 'Die Arbeiterorganisation III', *Fr*, 21. 1. 1882;
 'Antwort der Redaktion', *Fr*, 18. 2. 1882; 'Ein Blick
 aufs Ideal', *Fr*, 18. 3. 1882; 'Der Centralismus und seine
 Folgen', *Fr*, 29. 4. 1882; 'Der Federalismus und seine
 Vorteile', *Fr*, 6. 5. 1882. # ヲクく の 變動に關しては cf.
Nautila, pp. 314-6; *Linse*, pp. 132ff.
- (50) 'Volksstaat oder Anarchie?', *Fr*, 14. 10. 1882.
- (51) 新語『マナーキスム』は 自由の立場を「マナーキス
 ヲ」に於ては「マナーキスム」としての語を表現してゐた。
 難題に關しては cf. 'SR, Belgien', *Fr*, 21. 10. 1882; 聲明に
 關しては cf. 'Zur Wahnstellung', *Fr*, 28. 10. 1882; *Linse*,
 pp. 44ff.

(一橋大学大学院博士課程)